

論
説

社会的な交渉規範の一断面(1)
—「誠意」規範の内容とその機能—

吉田

勇

- I 目次
- II はじめ
- III 「誠意」の相互性・関係性・社会規範性
- 1 「誠意」の主観的相互性
- 2 「誠意」の関係性
- 3 「誠意」の社会規範性
- IV 「誠意」規範の規範的内容
- 1 手続的規範としての「誠意」
- 2 実体的規範としての「誠意」

- i 加害者が準拠すべき「誠意」のルール
(以上本号)
- ii 被害者が準拠すべき「誠意」のルール
- IV 「誠意」規範の機能
- V 「誠意」規範の特質と問題点
- VI 結び

I はじめに

現代社会においては紛争解決においても秩序形成においても、交渉による合意形成の契機が働いているのが普通である。当事者間に共有された規範や集団内に一般的に妥当する規範に準拠するだけでは、紛争の解決も秩序の形成も可能ではなくなっている。社会が高度に複雑化すればするほど、暗黙の社会的共通了解が機能する領域は狭められ、交渉による合意形成という契機の働きは大きくなるといってよい。自己の主張の正当性を押し出すときにも、一般的な規範に準拠するだけでは相手方を説得するのは難くなっている。双方の当事者が納得のいく紛争解決を目指したり、自分たちの所属する集団の秩序を形成するためには、交渉による合意形成の契機が自覚的に組み込まれる必要がある。交渉による合意形成が有効になされうる条件が問われるのは、「ここにおいてである。

」のような視点から様々の交渉現象を観察していると、「誠意」ということばが頻繁に語られているという事実に気づかされる。賠償交渉や契約交渉から政治交渉や外交交渉に至る多様な交渉の過程において、しばしば「誠意」と

いうことばが交渉当事者や交渉担当者の「から語られているのである。「誠意をもつて対応したい」という態度表明もあれば、「誠意を示せ」という要求もあり、「誠意がない」という非難もある。契約書には「誠意協議条項」が設けられていることはよく知られているし、国際取引においても日本企業の担当者が「誠意」を重要とみなしているという指摘もある。⁽¹⁾

賠償交渉であれ、契約交渉であれ、とくに日本社会における交渉では「誠意ある対応」が要請されるのが普通である。確かに、この「誠意」ということばは、交渉が平和裡に行われているときには、ほとんど語られることはないよううにみえる。しかし交渉が難航したり破綻しそうになつたり、交渉が拒否されたりした場合には、一方当事者は「誠意を見せない」相手方に対して、「誠意を示せ」という道義的要求や「誠意がない」という道義的非難を投げかけることが少なくない。これらの要求や批判は、相手方に向けてはつきり口に出されなくとも、周囲の第三者に向けてその支援や共感や理解を求めるために語られることがある。実際、周囲の第三者たちも、当事者間の交渉過程になんらかの影響力を働かせてはいるのであり、当事者が交渉において「誠意」を示しているかどうかに関心をもつてはいるのが普通である。そうだとすると、「誠意ある対応」は、賠償交渉と契約交渉とを問わず、社会的交渉過程において交渉規範として妥当している、とみることができるのではないか。

わたしが提示したいのはつぎの二つの仮説である。第一は、「誠意ある対応」を相互的に交換しあうことが、交渉による合意形成を可能にする重要な条件のひとつであるという仮説である。第二は、このような「誠意ある対応」の相互的交換は、一定の共同性のなかで規範的に期待されている、したがつて「誠意ある対応」は社会規範として妥当している、という仮説である。以下では、「誠意ある対応」という言葉が意味している規範的期待の内容を、「誠意」規範ないし「誠意」のルールと名づけることにする。そのうえで、この「誠意」規範ないし「誠意」のルールの

具体的な内容を理論モデルとして構成しながら、「誠意」のルールが経験的に妥当しているという仮説を例証してみたいと思う。

その作業に取りかかる前に、二つの点に触れておかねばならない。第一は、「誠意」の規範ないし「誠意」のルールという用語法にかかる。「誠意を示せ」という要求や、「誠意がない」という非難は、どのような意味において社会規範的な意義と役割をもつているのかである。「誠意」という言葉は、交渉過程において相手方に向けて語られるのであるが、それが規範的な役割を果たしているといえるかどうかは、決して自明なことではない。それどころか、「誠意を示せ」というのは、単なる心情的な要求にすぎない場合や、「誠意がない」という非難は心情的非難にすぎない場合がむしろ多いと思われる。⁽²⁾しかしよく観察してみると、「誠意ある対応」には、心情の表現に還元できない社会規範としての働きがみられる場合がある。そのかぎりにおいて、「誠意」規範は社会的に妥当している交渉規範のひとつである、というのがわたしの仮説である。⁽³⁾

ただ、わたしが「誠意」規範ということばを使つたからといって、確実な一般的規範や明確な実体をもつたルールを想定しているわけではない。わたしが「誠意」を規範ないしルールと名づけたのは、規範的期待の意味内容が、心情的なものや相互関係そのものに還元することができない共同的な次元に妥当していると解釈されうる場合があるからであり、そのかぎりにおいてである。

「誠意ある対応」のもつ社会規範的な性格は、なによりも加害者と被害者の関係そのものにおいて、相手の対応に対する規範的要請や規範的非難として浮かび上がつてくる。そのような関係的文脈を離れると、「誠意」の社会規範的性格は見出されがたいようにみえる。しかし、被害者の規範的期待に応えない加害者に対しては、周囲の第三者からも規範的非難や規範的要請が寄せられるのも観察される事実である。「誠意」の社会規範性が語られるのは、その

ような場合である。

第二は、「誠意」規範の認識と評価にかかわっている。日本社会では、「誠意」ということば自体は、道義的に望ましい意味をもつてているのが普通である。「誠実」や「誠」と並んで、「誠意」ということば自体が、人々の好きなことばとして挙げられることが多いし、「誠意がある」「」ことは、価値的にも望ましいと評価されている態度でもある。しかし、その反面では、「誠意」とか「誠心誠意」には、胡散臭さが付きまとっていることもある。「誠意を示せ」が「お金を出せ」を意味することはその一例である。わたしが「誠意」規範を取り上げたのは、これを積極的に価値評価するためでもなければ、その胡散臭さを批判するためでもない。わたしが試みたいのは、経験的な妥当の次元で「誠意」の規範の具体的な内容を認識することである。

そう言つたからといって、わたしは「誠意ある対応」のもつ価値的に望ましい局面を否定しているわけではない。わたし自身も、一般的には、交渉過程において「誠意ある対応」の相互的交換が望ましいと考えている。その意味では、ひとまず「誠意」を積極的に価値評価しているという自己理解がわたしはある。しかも、「誠意」規範を「知るに値する」対象だと評価しているという意味でも、わたしの認識は決して無前提的ではない。わたしは、「誠意」規範を価値評価する立場を前提しながら、「誠意」の規範的期待の内容の解釈的理解を通して、「誠意ある対応」の交換過程の経験的説明を目指しているのである。

これらの二点を前提にして、わたしは社会的交渉規範としての「誠意」の具体的な内容を理論モデルとして構成したいと考える。ただ本稿では、交渉一般における「誠意」ではなく、おもに被害者と加害者の賠償交渉における「誠意」に限定して論じることにする。その理由は二つある。ひとつは「誠意」ということばがこの種の賠償交渉において最も頻繁に語られていることであり、もうひとつは、このような賠償交渉において規範的な期待の内容が具体的に

明確にみられる」とである。

以上のことふまえながら、つきの第二章では、「誠意」の規範的内容を暫定的に一般化してみることにする。「誠意」規範には手続的規範としての側面と実体的規範としての側面がある、というのがわたしの理解である。そこで第一節では手続的規範としての「誠意」の内容を取り上げ、第二節では、実体的規範としての「誠意」の内容を取り上げる。「誠意」規範は、手続的には両当事者にほとんど同じように妥当するといつてよいが、実体的規範としてみると、加害者に妥当するルールと被害者に妥当するルールは明確に区別される。

第三章では、「誠意」規範の果たしている機能を取り上げる。第四章では、「ハーバード流交渉術」の枠組みと比較しながら、「誠意」規範の内容とその機能のもつ特質と問題点を明らかにしたいと考える。最後に、「誠意」規範と人間関係のあり方とを関連づけるとともに、「誠意」と「権利」を対比しながら若干の検討を試みることにする。⁽⁵⁾

注

(1) 「誠意」という観念が論じられている例をいくつか示しておこう。国際取引交渉における日本の「誠意」とアメリカ的

「フェアネス」を対比して論じているのは、矢部正秋「誠意」の通じない国（日本経済新聞社、一九八八年）である。

松枝迪夫「国際取引法」（三省堂、一九九三年）も、矢部氏と同様に、「誠意」と「フェアネス」を対比してみせている。

小曾根敏夫「契約交渉・紛争処理における異文化間コンフリクト」（渡辺文夫編『現代のエスプリー異文化間コンフリクト・マネジメント』）は、契約の背景に「誠意・公正」という観念があると言いつ、帰属する社会・文化が異なれば、その「誠意・公正」の内容は共通ではない、と指摘する。また、柏木昇氏は、長年の企業法務の経験をもとに日本人の取引関係の根本規範理念を「おぼろげながら現わしていると思われる言葉」として「信頼関係」「仁義」と並んで「誠意」を挙げている。氏によれば、「誠意を示す」と、「誠意をもつて対処する」とは信頼関係の維持に重要である（柏木昇「日

本の取引と契約法」(「NBL」五〇〇号、五〇一号) 参照)。交通事故紛争の賠償交渉における「誠意」については、加茂隆康『交通事故賠償』(中公新書、一九九一年)、棚瀬孝雄「弁護士需要の形成—自動車事故紛争賠償を素材として—」(『法律時報』五三巻二号) 参照)。また、教育紛争については、森谷宏「教育紛争の予防と解決」(日本教育新聞社、平成元年) の第一章第二節「誠意ある対応の原則」(一六頁一一頁) 参照)。もつと一般的に「誠実」ないし「誠意」の心情的性格を批判的に論じているのは、相良亨「誠実と日本人」(ペリカン社、一九八〇年) と、金山宣夫「国際感覚と日本人」(日本放送出版協会、平成元年) である。とくに相良氏の著作は、きわめて示唆に富む。

(2) 例えば、矢部正秋氏は、日本のモラルの原点としての「誠意」の「心情的・主観的」性格を批判的に論じている。「日本文化のキーワードである「誠意」は、極めて主観的な心情を重視するコンセプトである」(矢部正秋「誠意」の通じない国) (日本経済新聞社、一九八八年)、七九頁)。氏の主眼は、日本人ビジネスマンが日本的な「誠意」を国際取引の場面においても通用するかのよう援用していることへの批判にある。氏が、アメリカ的な「フェアネス」fairness の客観的性格と「誠意」の心情的性格とを対比しているのも注意をひく。「誠」の心情倫理、とくに「誠実」の心情倫理的性格を最も根底的に批判・克服しよう試みているのは、相良亨氏である。氏によれば、「われわれが今、「誠」を思い、あるいは「誠実たれ」という時、それは「心情の誠」であり、「自己の心情への誠実さ」である」(相良「前掲書」、一一頁)。矢部氏の「誠意」批判論の前提にも、相良氏の「誠実」批判論がある。結じて、「誠意」は心情的な性格にとどまるもの、ないし情緒的なシンボルとみられることが多いようにみえる。

(3) 「誠意」の社会規範性の例示については、さしあたり拙稿「誠意」規範研究序説(『法政研究』第五九卷第三、四合併号、平成五年) を参照。わたしは、この拙稿のなかで、水俣病自主交渉の過程における「誠意」、「隣人訴訟」事件における「誠意」、交通事故紛争における「誠意」を取り上げたことがある。

(4) 相良亨氏の前掲書には、昭和五二年に写植機器メーカーが「あなたの好きな文字」に関する調査をした結果として、第一位が「愛」、第二位が「誠」、第三が「夢」であったことが紹介されている(前掲書、三頁参照)。「好きな言葉」について

てのもつと新しい調査の結果をみると、一九九一年には、「努力」、「誠実」、「自由」、「平和」、「愛」、「思いやり」の順であつたのに対して、一九九三年では、「思いやり」、「誠実」、「健康」、「ありがとう」、「努力」、「平和」の順であったといふ〔佐藤毅「日本のメディアと社会心理」（新曜社、一九九五年）一八一頁—一九〇頁参照〕。

相良氏は、われわれは絶対的規範をもつていいが、「誠実であるべきである」ということは別である、と指摘している。氏の問題意識は、このような内なる「誠意」を克服しなければならない、ということである。

(5) 本拙稿の骨格部分については、すでに一九九五年の日本法社会学会において報告する機会を得た〔「社会規範としての『誠意』について」（日本法社会学会編「土地・環境問題と法社会学 法社会学第四十八号」一九九頁—一〇三頁参照）〕。本拙稿は、学会報告當時すでにほぼ書き上げられていた草稿に加筆訂正を施したものである。学会報告に際して、六本、萩原、北村の三氏から頂いた〔質問・〕批評には、まだ答えられるだけの研究の進展をみていない。今後の課題にさせて頂きたいと思う。

II 「誠意」の主観的相互性・関係性・社会規範性

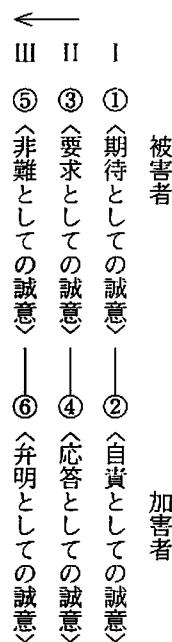
わたしは、「誠意」は社会的な交渉規範として妥当しているという仮説を呈示したが、その社会規範性は必ずしも明確であるとはいえない。むしろ通常目立つのは、「誠意」の心情的性格の方であるといえる。確かに、「誠意」の社会規範性は、心情からの規範内容の客観的自立性においても、規範の妥当の範囲（共同性）においても、その規範違反に対する制裁またはその規範順守への社会的支援のあり方においても、曖昧である。⁽¹⁾ だが、そうであるからといって、社会規範性がないことを意味するわけではない。本拙稿が取り上げるのは、「誠意」が最も頻繁に語られる加害

者と被害者の賠償交渉であるが、そのような交渉過程において「誠意」が社会規範性をもつことがあることを説明したいと考える。

まず第一に、「誠意」の内容は、被害者と加害者によって相互に向かって主観的に意味づけられている。しかも当事者による意味づけは、相手方の態度との相関で、しかも交渉の段階の違いによって多様である。第一に、このような主観的な意味づけは関係性のなかで相互に確認される。「誠意」の内容には、相手に向けた自己表出という契機とそれが相手から認識・評価されるという契機がある。そして第三に、交渉当事者の「誠意ある対応」は一定の妥当範囲（共同性）において第三者からの制裁と支援によって保障されている。以上三つの要素がみられる限りにおいて「誠意ある対応」は社会規範性を有する、ということができる。これら二つの点について、もうすこし詳しく説明しなければならない。

1 「誠意」の主観的相互性

加害者と被害者の交渉過程において「誠意」の内容はどのように意味づけられているだろうか。「誠意ある対応」の自己了解、相手方の「誠意」への主観的期待がまず第一に問われているのである。重要なのは、両当事者による「誠意」への主観的な意味づけと交渉過程における「誠意」の主観的意味づけの変容である。「誠意」ということばに込められた主観的な意味を類型化してみると、I～IIIの段階がある。なお、IVの段階は関係性または社会規範性において成立するのであるが、「誠意」の主観的な意味の類型でもあるから、ここに示している。



IV ⑦<納得としての誠意> または ⑧<儀礼としての誠意>

IからIIIへは、当事者間の交渉過程において段階的に移行していくようにみえる。Iの段階における①と②が調整されることによって、IIの段階における③と④が調整されることによって、あるいはIIIの段階における⑤と⑥が交渉過程において調整されることによって、両当事者間に⑦<納得としての誠意> または ⑧<儀礼としての誠意> が成立するものが普通である。調整されない場合には、第三者の関与が求められることになり、場合によつては提訴に至ることもある。だが提訴の後において、⑦または⑧が成立することもある。というのは、両当事者の「誠意」の対立に対して第三者の社会的反応が強く影響することもあれば、その後に両当事者の交渉がうまくいくこともあるからである。

このように、両当事者は、①—②、③—④、⑤—⑥をみるかぎり、被害者または加害者として、「誠意」に主観的には多様な意味を込めている。「誠意」という言葉に込められた主観的な意味を類型化してみると、「このように多様な形態があるといつてもよい。加害者または被害者が抱いている「誠意」の主観的意味内容がどのように調整されいくのかは、具体的な交渉過程に委ねられる。もっぱら当事者だけによる調整もあれば、第三者の関与のもとでの調整もある。

2 「誠意」の関係性

「誠意がある」といえるのは、少なくとも一人の相互的な関係性においてである。一方当事者が示す「誠意ある対応」が、他方当事者によって「誠意ある対応」とあると認知・評価されることが必要である。

このように、「誠意ある対応」という行為には二つの契機が含まれている。まず第一は、心からの自己表出という契機である。内面的真実の表現という契機と言いかえてもよい。加害者が心から謝罪する場合や、心から償いたいと思う場合のように、相手に与えた被害に対して心から謝罪と償いの気持ちを表現することがまず求められる。本当に心から謝りたいと思うながら、その気持ちが適切に表現されないために、「相手方に伝わらない」ともある。それでは、「誠意ある対応」とはいえないものである。第二は、相手方から評価されるという契機である。一方側が「誠意」を示したつもりであっても、相手方がそれを認めなければ、「誠意ある対応」ということにはならない。相手方から認められてはじめて、「誠意ある対応」なのである。その意味では、「誠意」は他者に見せるものであり、他者に示すものである。⁽²⁾

ここで注意をひくのは、「誠意」の関係性には不可避的な逆説があることである。ひとつは、「誠意」の虚構性ないし演技性ということである。⁽³⁾ このように言つたからといって、わたしは「誠意」の虚偽性を非難しているわけではない。「誠意」は虚構的ないし演技的たらざるをえないという不可避的な構造を指摘しているだけである。「誠意」には自己呈示的的局面があると言ひ換えることもできる。

「誠意ある対応」である言動は、相手への配慮に向けた心からの自己表出という契機と、そうであることが相手から評価されるという契機から成るが、両契機はつねに整合的に結合しているとはかぎらない。それどころか、両者に

はかなりの対立やずれがあるのが普通である。

「心からの誠意」があつても、そのように相手から評価されないことがある。その反面、「心からの誠意」がないにもかかわらず、それがあるように相手方に見せかけることもある。相手方がこちらの「誠意」を認めてくれるようになればかりの「誠意」や口先だけの「誠意」を示すことになる。そうであつても、相手方から「誠意ある対応」と評価されることもある。もちろん、「誠意」の虚構性ないし演技性というのは、このような見せかけの「誠意」のことを探しているだけではない。「誠意」には構造的に虚構性（演技性）ないし自己呈示性が伴う、というのがわたしの理解である。もつとも、このような自己呈示は、「誠意」だけにみられるわけではない。日常的には自己呈示がごくあたりまえの振舞であることは、「本当の自己」と「他者にみせる自己」との区別を想起すれば、よくわかる。^(注)

もうひとつ逆説は、「誠意」の虚構性（演技性）が相手方に察知されではならないということである。相手方がこちら側の「誠意」の虚構性（演技性）に気づけば、それこそ、「誠意のない」態度の現われだと見做されることになる。「心からの謝罪」を求めているのに、心にもない口先だけの「謝罪」を受けければ、被害者は欺かれたと感じても不思議はない。そのような場合には、被害者は、加害者の「心からの誠意」をますます疑わしく思うようになるはずである。たとえ「心からの誠意」ではなくても、その事実を相手方に気付かれてはならないのである。心から謝罪したいと思つていてるという内面的真実性が相手方から認められてはじめて、「誠意ある謝罪」なのである。

こうして、「誠意」の関係構造には二つの逆説がある。内面的真実性を演技するという逆説と、その演技そのものを察知されではならないという逆説である。

わたしの考えでは、この逆説への対応の仕方には二つの形態がある。ひとつは〈納得としての誠意〉である。これは、両当事者間の交渉過程において「誠意」の主観的意味内容について相互理解が成立する場合である。これは〈期

待としての誠意」と「自責としての誠意」の調整によって成立することもあれば、「要求としての誠意」と「応答としての誠意」の調整や「非難としての誠意」と「弁明としての誠意」の調整によって成立することもある。

もうひとつは「儀礼としての誠意」である。一般的に言つても、わたしたちの「本当の自分」や「本心」などというものは、決して他者にはわからないのが普通である。私たちは他者の「心」を直接知る方法をもち合っていない。他者の「心」は他者の言葉と行為（表情も含む）を通して表わされるものである。そうであるがゆえに、相手方の対応が儀礼的にみて「誠意ある対応」と評価できれば、それ以上相手方の「心」（内面的真実）を直接確かめることもある。内面の真実を知ることはほとんど不可能であるから、外見的な言葉と行為を通して判断するにとどめるのである。」のことは、相互理解が厳密な意味では成立していないくとも、第三者の社会的反応に準拠しながら、一応の「誠意ある対応」がなされたものと見做して紛争や賠償交渉を收拾することを意味している。

3 「誠意」の社会規範性

「誠意ある対応」を余儀なくさせるのは、周囲の第三者の社会的反応である。交渉当事者の「誠意なき対応」に対する制裁や非難もあれば、「誠意ある対応」に対する支援や共感もある。しばしば周囲の人々の制裁や支援に裏打ちされながら、一定の共同性の範囲内で「誠意」が規範的に機能する。交渉当事者なかんずく加害者は、被害者に対して、周囲からの社会的制裁や道義的非難を恐れて「誠意ある対応」を示すことがある。

相手に「誠意がない」と思われる場合や、自分の「誠意」が相手方に認められない場合には、しばしば、その当事者は周囲の第三者に対し、自分に対する支援・共感を求め、相手方に対する非難・制裁を求める。ひとつの共同性

説の内部で生じた紛争では、その共同性の構成員たちは、その紛争の交渉による解決になんらかの形で強い関心をもち、影響力を行使しているのが常である。その限りにおいて、「誠意」は社会規範性ないし共同規範性をもつていると論いつてよい。

「誠意」に「不本意性」がつきまとるのは、この社会規範性によつてである。交渉当事者、とくに加害者は、周囲からの社会的制裁を恐れて、あるいはこのような社会的制裁に耐えかねて「誠意ある対応」を被験者に示すことがあるからである。「誠意」規範には道義性が強いので、周囲からの社会的制裁も道義的非難という形をとることが多い。それだけに、当事者とくに加害者は、その制裁に耐えかねてあれ、制裁を恐れてあれ「不本意」に「誠意ある対応」(5) (とくに謝罪)を示すのである。

注

(1) 例えば、ルーマンの『法社会学』は、「規範」の構造を「内容的次元」、「社会的次元」、「時間的次元」という三つの次元に分けて分析しているが、この考え方を受けて、よりわかりやすく「法」概念を説明しているのは、六本佳平氏である〔六本佳平「法社会学」(有斐閣、一九八六年)一一〇頁—一八頁参照〕。わたしのいう「心情からの客観的自立性」は「内容的次元」に、「妥当の範囲」は「社会的次元」に、「社会的制裁」は「時間的次元」に、それぞれ対応するものである。

(2) 竹内靖雄「日本人の行動文法」(東洋経済新報社、一九九五年)九四頁参照。

(3) 「誠意」の虚構性ないし演技性をすでに分析してみせているのは、金山宣夫氏である〔金山宣夫「国際感覚と日本人」(日本放送出版協会、平成元年)参照〕。

(4) 「自己呈示」については、さしあたり安藤清志「見せる自分／見せない自分—自己呈示の社会心理学」(サイエンス社、

「一九九四年」、とくに第二章「訟明—守りの見せ方」(二〇頁—五三頁) 参照。また、「」と日常的な身振りやしぐさにおける自己呈示については、野村雅一「身ぶりとしぐさの人類学」(中公新書、一九六六) 参照。

(5) この「不本意性」は「義理」の性格としてすでに指摘されているが、この点では「義理」と「誠意」は共通かもしれない。「義理」と「誠意」は、共同性に支えられた相互性である点についても、要求されてではなく自発的に履行すべき」とについても、共同体の規制のもとで共同性から強いられる不本意性についても、共通であるといえそうである。

「義理」に関する多様な説、「義理」の「不本意性」については、安田三郎「義理について—日本社会論ノート(一)」「現代社会学」第一巻第一号、一九七四年、同「続義理について—日本社会論ノート(二)」「現代社会学」第一巻第二号、一九七四年 参照。六本佳平「法社会学」(有斐閣、一九八六年)の「義理」論(二二〇頁—二三一頁)も参照。そのほか、中根千枝「タテ社会の人間関係」(中公新書、一九九六年)、竜崎喜助「裁判と義理人情」(筑摩書房、一九八八年) とくに第二章、源了圓「義理—一語の辞典」(三省堂、一九九六年)なども参照。

III 「誠意」の規範的内容

社会的交渉規範としての「誠意」のなかでも、ここで取り上げるのは、市民間の関係規範でもなければ、紛争当事者間の一般的規範でもなく、加害者と被害者の関係にある当事者間の賠償交渉において妥当している社会規範である。そのような賠償交渉が行われるときに、当事者(加害者と被害者)は相手方に対してどのような規範的期待を抱いているのだろうか。周囲の第三者は加害者と被害者の賠償交渉に対してどのような規範的な支援と制裁を行っているのだろうか。あくまで暫定的な試論の域を出ないが、「誠意」の規範的な内容を理論モデルとして構成することが、こ

わたしの考えでは、「誠意」の規範的内容は、手続的規範としての局面と実体的規範としての局面とに区別される。交渉規範としての「誠意」は、まず第一には手続的規範としての性格をもつ。これは加害者だけでなく、被害者に対する妥当している。その意味では、両当事者に対して共通に妥当している規範である。それに対して、実体的規範としての「誠意」は、加害者と被害者の立場の違いに即してその規範内容を異にしている。まずははじめに手続的規範としての「誠意」の内容を、続いて実体的規範としての「誠意」の内容をそれぞれ理論化してみたいと思う。

1 手続的規範としての「誠意」

「誠意を示せ」とか、「誠意を見せよ」という道義的要求や、「誠意がない」という道義的非難がしばしばなされるが、そのような要求や非難がなされている関係的文脈をしつかりと観察しなければ、それらの具体的な内容はわからない。被害者が期待していた行為・態度を加害者が示してくれなかつたときに、被害者が加害者に向かつて語る要求ないし非難であるのが普通である。その際に、被害者は自分が規範的に期待している具体的な行為・態度を直接明示しないで、加害者の人格的態度の改善を求めているかのように、「誠意を示せ」と要求したり、人格そのものを批判するかのように、「誠意がない」と非難したりする。「誠意ある対応」が語られる関係的文脈の観察をもとに、「誠意」に込められた規範的期待の意味内容を一般的なルールとして構成してみれば、つきの六つのルールが考えられる。

(1) 「話し合い解決」のルール

加害者は、被害者の求める話し合い解決に応じなければならないというルールである。加害者は直接被害者から面と向かって責任追及されるのを回避したいのが普通である。それに対して、被害者は加害者に対してまず始めに直接

の話し合いを求め、その話し合いの場で謝罪と償いを求めるようとする。

私たちは「誠意ある対応」への期待を「話し合い解決」のルールとして明確に自覚しているわけではないが、あえて自覚的に具体的なルールの束として説明すれば、このルールは、①「まず話し合い」のルール、②「直接話し合い」のルール、③「話し合い最優先」のルールという三つの下位ルールの集合として構成される。

① 「まず話し合い」のルール

紛争はまず「話し合い」による解決を試みなければならないというルールである。加害者にとっては、話し合いの場はなによりもまず「謝罪」の場であり、被害者から責任追及される場であるのが普通である。しかしそれでも、被害者は被害者の求める話し合い交渉を拒否してはならないというのがこのルールの趣旨である。加害者と被害者の対立はしばしば深刻であるにもかかわらず、「世間」からも当事者に対して「まず話し合い」解決が期待されているのである。

なにゆえに「話し合い」解決が信じられるのかを問うてみると、このルールの基礎には、まともな相手となれば「誠意をもって話し合えば解決できる」という信念、「同じ人間だから話せばわかりあえる」という信念があるようである。お互に同じ人間だからわかりあえるという人間観が共感的に信じられるとすれば、それは、かなり同質性の高い「共同性」に所属する構成員においてであろう。異質な共同性の間では、ましてや異質な文化の間では、このような信念が共有されるような人間関係の形成は難しいにちがいない。少なくとも、自然にこのような人間理解が共有されることはない。実際、人々は現実には「話し合い」解決の困難さを知つていてもよい。問題は、「まず話し合い」のルールが妥当していても、「話し合い」が困難な場合が少くない⁽¹⁾ことである。

きつかけをつかむことも、第三者が話し合いの場をつくるために積極的に関与することも、容易なことではない。例えば、「隣人訴訟」事件をみても、被害者は最愛の子供を水死させたのであるから被害者としての「自己」理解が明確であるが、加害者の方は自分には責任がなかつたと思っていいるがゆえに、両者間で話し合いのきっかけを作るのが難しかつたようみえる。しかし、このような場合にも、両者が共通理解を得るために、まず話し合いの場が確保される必要があつたはずである。

②「直接話し合い」のルール

加害者は被害者との直接相対での話し合いに臨まねばならないというルールである。被害者が直接相対で相手と話し合い解決を求めるときには、加害者はそれに応じなければならない。弁護士に交渉を代理してもらうことも、このルールに対する違反になる。

なにゆえに、代理交渉ないし代理人交渉ではないのか。被害者にとっては、加害者が代理人を通して交渉することは、直接的な責任追及の矢面に立つことを回避することを意味する。被害者は加害者に対して人間としての苦しみと悲しみを、きちんと受け止めるよう強く期待する。加害者は何よりも被害者からの謝罪要求や償いの要求に対して応えなければならないのである。

被害者は加害者に対して、自己の「責任」を認めて直接「謝罪」することを期待する。それが何よりも被害者の切実な期待である。加害者による「謝罪」は被害者に対して直接なされねばならない。そのような「謝罪」抜きには「償い」のための交渉も始まらないのである。被害者が求めるのは単に直接話し合うことではない。加害者が被害者の面前で「責任」を認めて「誠意ある謝罪」を示すことである。だがそれがなされるのは、直接話し合いの場においてである。

被害者や被害者団体が「直接話し合い」（直接交渉）を申し入れても、加害者（加害企業や自治体）はそれに応じようとしないことが少くない。加害者は被害者からの責任追及を恐れ、自分に責任があることを認めたくないために、被害者と直接交渉することを回避しようとする。加害者が弁護士による代理交渉を求めたり、第三者機関による斡旋や調停を求めたりするのも、そのためであることが多い⁽²⁾。

③ 「話し合い最優先」のルール

紛争のどの段階においても、相手の出方次第ではいつでも話し合い解決の用意がなければならないというルールである。よほどの理由がなければ、話し合い解決の姿勢を放棄してはならないというルールでもある。このルールによれば、たとえ別の解決方式が利用されている段階にあっても、可能性があればいつでも話し合い解決方式に立ち返るのが望ましいということになる。一度や二度、話し合い解決に失敗したとしても、その後に機会があれば、いつでも話し合い解決に立ち戻る用意がなければならないのである。訴訟が提起された後でも、紛争が訴訟上の和解や訴えの取り下げによって終結することが少くないが、その場合にも、私たちの言う「誠意」規範が働いていることが少なくないと思われる。もちろん、予想される判決内容と、予想される訴訟上の和解の内容とを合理的に比較したうえで、後者が選択されることも少なくない。だが、そこにも、「誠意」規範が「話し合い解決」志向という形で作用している側面も否定できないのではないか。

判決によって終結する場合でも、できるとなれば話し合いで解決したかったという感想が聞かれることがしばしばある。提訴も判決も不本意だったのに、やむをえなかつたのだといふ弁明がこの感想には込められている。相手があまりにも無責任であつたり、相手が非を認めなかつたために、止むなく提訴し、判決を求めるをえなかつたといふ弁明である。

このルールの妥当は必ずしも話し合いを実際に続けることを意味するわけではない。十分な理由がないのに話し合い解決の努力を放棄してはならないということである。話し合いを拒否する紛争当事者は周囲の第三者に対してその理由を説明しなければならない。相手に「誠意がない」ことを理由にしてはじめて、自分の方から相手に対しても「話し合い」よりも強力な対抗方式を選択することが認められることになる。被害者には当然に損害賠償を請求する権利があるからといって、話し合い解決の努力をしないで直ちに提訴しても、第三者の理解と承認は得られないものである。話し合い解決を断念するには、周囲の第三者を納得させる理由が必要なのである。

注意を要するのは、「話し合い最優先」と問答無用の実力行使とが共存している場合があることである。前者はしばしば後者に転化するにもかかわらず、両者を媒介する回路がほとんど存在していないようにみえる。話し合い解決という建前を崩さない努力が求められるとはいって、「話してもわからない」相手方に対しては「問答無用」の態度がしばしばみられる。「あくまで話し合いで解決すべきだ」という建前は、話し合い解決の可能な仲間では通用するであろうが、その仲間かどうかを見極めるのが難しいといえそうである。ただ最初から仲間ではないと決めつけることは「誠意のない」態度とみなされる。

被害者側からの話し合い拒否もある。被害者が交渉を拒否するのは、加害者の被害者感情が強くて交渉どころではないような場合である。被害者感情の鎮静化と被害の受容に寄与するのは、加害者の「誠意ある態度」であるのが常である。

(2) 「内済」のルール

「内済」のルールというのは、「内」の問題や紛争は「内」で解決しなければならないというルールである。その前提にあるのは、共同性の「内」と「外」を区別する私たちの観念である。⁽³⁾なんらかの共同性に所属しているかぎり、

私たちは「内」と「外」を区別する観念を抱き、二重の基準のもとに行行為しているのが普通である。「内」のルールに準拠すべきだというのは、なんらかの共同性の内部に妥当するルールないし慣行を、「外」で妥当しているルールよりも優先すべきだということを意味しているのが普通である。なお、ここでいう「内済」は徳川時代における「内済」という用語を借用したものである。⁽¹⁾

さて、「内済」のルールは、①「内部規範準拠」のルール、②「自治的解決」のルール、③「平和的解決」のルールという三つの下位ルールからなる、というのがわたしの理解である。

①は「内」で妥当している規範に準拠すべきだというルールである。私たちがしばしば経験しているのは、共同性の「内」と「外」では規範的な期待のあり方が違うことである。「内」と「外」のいわゆる二重基準が妥当していると言い換てもよい。そのような場合には、「内」で妥当している規範に準拠しなければならない、というのがこのルールである。⁽²⁾共同性の「内」と「外」の境界は、現代ではますます曖昧になつてきてているのは事実であるが、その境界が明確に意識されることも少なくない。⁽³⁾もつとも、共同性の「内」と「外」が区別されていることは、なにも日本社会に特殊な現象ではない。どのような社会においても古くからみられてきた現象であるというほかない。例えば、ヴェーバーが対外道徳と対内道徳の二元論と対内的な相互主義の存在を、比較宗教社会学的研究のなかで指摘していたのが想起される。⁽⁴⁾

②は自分たちのことは自分たちで解決しなければならないというルールである。これは「内」の問題や紛争を解決するために、「外」の第三者に訴えてはならないというルールでもある。共同性の「外」の第三者が「内」の問題や紛争の解決に介入することは、その第三者によって共同性の構成員による「自治的解決」が損なわれることになる。「内」の紛争を「外」に持ち出せば、「外」の特定の第三者や不特定の第三者（世間やマスコミ）の介入が避けられな

くなる。このような「外」への訴えが支払う代償は小さくない。第一に紛争解決に際して「内」の支援がほとんど得られなくなることであり、第二に相手方との関係修復が困難になることである。ただ、自分たちの問題を自分たちの手で解決したいという意識のなかには、「外」に負担や迷惑をかけてはならないという意識や相手を「外」からの批判や非難に晒すことは避けたいという意識が含まれることもある。

「内済」のルールにあえて違反しながら、「外」に支援を求めることがある。共同性において少数派であつたり、弱者であつたりする人は、共同性の排除や抑圧の力に対抗するために、「外」の第三者の支援と共感を求めたり、「内」よりも「外」からの公平な判定を求めたりすることがある。このような人々が求めているのは、自分の内属性の共同性よりももつと大きな「外」の公平な判断と社会的支援と人間的共感である。共同性の「内」なる人々が、「誠意のない」加害者を支援している場合には、被害者は共同性のなかで得られない支援と共感を「外」に求めるほかないであろう。

さて、現代社会では、「自治的解決」のルールは、主体的に解決したいという意欲と重なっているように見える。⁽⁸⁾ 紛争当事者には、自分で納得できるように主体的に紛争を解決したいという思いがある。この思いも、「自治的解決」志向と分かちがたく結びついているのではないか。その意味においても、「内済」のルールは、ただ単に古いルールではないのである。このルールには「自治的解決」への期待や主体的解決への意欲が含まれている、というのがわたしの理解である。そこには、当事者同士で解決するのが最も納得のいく解決になるという思いも込められている。

③は紛争を平和的に解決しなければならないというルールである。このルールの前提には、共同性の「内」に紛争のない状態が、望ましい「平和的」状態であるとみる共同性の見方と紛争を否定的にみる考え方とがある。この考え

方からすると、紛争は「平和的」秩序の乱された状態であり、紛争の解決は「平和的」秩序の回復であるということになる。「内済」のルールの中には、「」のような紛争の「平和的解决」への規範的な期待が含まれている。なお、「」にいう「平和的解决」は実力行使による解决とも訴訟による解决とも対立するものである。「」して、现代社会における「内済」のルールでは、「内部規範」への準拠を通して、「自治的解决」と「平和的解决」と主体的解决が規範的に期待されている、ということができる。

(3) 「段階的手順選択」のルール

これは、紛争解决のために段階的手順を踏まねばならないというルールである。段階的手順の最初は「話し合い」であり、最後は訴訟または実力行使であると考えられているのが通例である。その間には、私的な第三者の関与のもとでの「話し合い」、弁護士の関与のもとでの「交渉」、制度的な第三者としての調停員の関与（「調停」）が段階的な手順として想定されている。⁽⁹⁾あえて「話し合い」と「交渉」を使い分けたが、両者が厳密に区別されうるわけではない。しかし日常的な用語法に従えば、「交渉」は「話し合い」一般を意味するのではなく、大きく対立する者同士が合意形成を目指して行う改まつた「話し合い」を意味している。「交渉」よりも「話し合い」ということばを使うことによって、当事者間の対立や紛争が意識の上で緩和されているようと思われる。

紛争解决の方式や手順は任意に選択されてよいわけではない。だからといって、紛争解决の方式ないし手順がつねに規則正しく段階的に選択されているわけではない。社会的には、紛争解决方式ないし手順に望ましい段階があると考えられているのは確かである。

「」で注意を要するのは、訴訟も最終的手段としてではあるが、重要な選択肢として段階的な手順のなかに取り込まれている」とある。少なくとも現在の日本社会では、単純な訴訟回避は考えられていよいよみえる。「訴訟

ぎらい」であつても、「訴訟も辞さない」覚悟を余儀なくされるのが現実である。そうであれば、日本人が「訴訟ぎらい」かどうかを考えるよりも、「訴訟ぎらい」が「訴訟も辞さない」に転化する論理を解明するほうが、はるかに生産的であるにちがいない。

もつとも、現在も訴訟が紛争解決の最後の手段として意味づけられていること自体が、「訴訟ぎらい」のゆえである、という反論も当然ありうる。しかし、「訴訟ぎらい」は通常は訴訟の利用を回避することを意味する。それに対して、訴訟という選択肢も段階的手順のひとつとして最初から意識されていれば、当事者はどの紛争解決手段を選択すべきかを合理的に考量することができるるのである。

話し合いという最も日常的な方式から訴訟という方式まで、手順を踏んで解決されねばならないというのが、「段階的手順選択」のルールである。当事者同士の話し合いから、第三者の関与のもとにおける話し合い（非公式調停）、弁護士の関与、裁判所での調停を経て、よくよくの場合に「訴訟」を選択するというように、考えられる解決手順を漸次的に進めていかねばならない。ただ、「話し合い最優先」のルールも妥当しているので、一度訴訟提起されても、いつでも訴訟から話し合いに立ち戻ることができなければならぬ。

(4) 「不意打ち禁止」のルール

紛争解決の段階的手順を踏む場合にも、つぎの段階への移行の仕方にもルールがある。それが「不意打ち禁止」のルールである。これは、相手にとつて唐突に思われるような仕方で解決方式を選択してはならないというルールである。なにか新しい紛争解決方式を採用するときには、事前に明示的、または少なくとも默示的には相手方にその旨を伝達しなければならない。その新しい解決方式に対して心構えを整える時間と、その解決方式に対処するというよりもその解決方式への移行を防ぐ機会とを相手に提供しなければならないというルールである。これは紛争解決方式を

式を話し合いで決めるることを意味しない。しかし、相手への配慮を欠いた解決手順の選択は「誠意のない」態度となされかねないのである。相手が予想できないような唐突な手順選択は、しばしば相手の態度を硬化させ、かえつて紛争解決にとつてマイナスになる。というのは、より強い紛争解決方式の唐突な使用は、「ちら側の「誠意」」を疑わせる理由になりうるからである。一応、どの段階においても、相手方にも、どのような態度をとるかを考える時間と選択可能性を与えるのが望ましいと考えられている。これは、話し合い解決の可能性を決して閉ざさないための工夫でもある。「不意打ち禁止」のルールに基づくことは、相手に対しても問答無用の態度をとつてはならないことを意味するだけではない。まだ「話し合い」の余地も「話し合い」へと引き返す余地もあることを相手に知らせることが、「誠意ある対応」ということなのである。このルールによって、自分の要求に応じるかどうかを、相手自身にも決める余地を与えることが重要なのである。「ハーバード流交渉術」には「いつも決定するまえに相談せよ」という提言があるが、この「不意打ち禁止」のルールはいわばその日本的形態であるといえそうだ。⁽¹⁰⁾

(5) 「提訴は最後の手段」のルール

「段階的手順選択」のルールでは、訴訟は最後の段階に位置づけられていたが、その訴訟に焦点を合わせたのが、訴訟は最後の手段でなければならないというルールである。訴訟は紛争解決の段階的な手順の最後に選択されるべきである、というのがこのルールの意味である。⁽¹¹⁾ どのような場合にも、訴訟を選択すべきではないというルールなのでない。「段階的手順選択」のルールの最終的局面を取りだしてルール化したのであるが、独立のルールとして取り出すだけの意味がある。

「段階的手順選択」のルールが妥当していても、相手に「誠意がない」ときには、すぐにでも提訴したいと思う被害者は少なくないであろう。しかし提訴に対する周囲からの理解と支持が得られるためには、被害者も提訴を最後ま

で抑制することが期待されている。そして最後の手段として訴訟が選択される場合には、その提訴は周囲からも理解と共感が得られやすくなる。段階的手順を踏んで解決の努力をしたにもかかわらず、相手に「誠意がない」ために、あえて最後の手段として提訴せざるをえなかつたことを、第三者にも理解してもらう必要があるのである。

ただ、このルールも「誠意」のルールのひとつとして信じられていることであつて、訴訟が紛争解決のための最後の手段として実際にも有効に機能しているということではない。被害者による訴訟の主観的意味づけと現実の訴訟の機能との間には相当の乖離があるのが普通である。

当事者が提訴した動機も、提訴後の当事者間の交渉も、そのような交渉も含めた紛争解決の実際の過程も、周囲の第三者にはほとんどみえないのが普通である。「訴訟も辞さない」場合とか「出るところへ出よう」と覚悟する場合にも、訴訟にはきわめて主觀的な期待、しかも過剰なほどの期待が込められている。

(6) 「提訴弁明」のルール

これは、提訴者は提訴の理由を第三者に説明しなければならないというルールである。提訴に対しても第三者の理解と支持を求めるには、少なくとも第三者の非難を受けないためには、提訴の理由を第三者に納得してもらわねばならない。周囲の第三者は、被害者の提訴を当然の権利として理解することはまれである。「提訴は最後の手段」というルールが妥当している以上、提訴には十分な理由があつたのかどうかを周囲の第三者も知りたいのが常である。もちろん、どのような提訴にも必ず動機があり理由がある。相手に「誠意がない」から提訴したというのも、相手との信赖関係が損なわれたから提訴したというのも、しばしば被害者から聞かれる提訴の類型的な弁明にほかならない。相手が「誠意」の手続的規範に違反していることを提訴の理由にすることもある。とくに相手が「話し合い解決」のルールに違反したから提訴したという理由づけもしばしば観察される。しかしその場合に、「話し合い」からいきな

り提訴に及んだのであれば、「段階的手段選択」のルールに対する違反だとみなされる恐れが大きい。

「段階的手段選択」のルールに従つたこちら側の「誠意ある対応」としてであれ、相手方の「誠意のなさ」に対する正当な制裁や攻撃としてであれ、提訴が周囲の第三者から理解されるためには、提訴の理由が周囲の第三者に対しても説明されねばならないのである。

注

(1) 津地裁「隣人訴訟」事件をみると、原告夫婦は「話し合い解決」とくに「まず話し合い」のルールに従おうとしないで、相手方をいきなり訴えたようにみえる。だが、原告側弁護士の説明によれば、被告夫婦が「話し合い解決」を拒否したから、責任の所在を明確にするためには提訴するほかなかった、というものであった。それに対して、被告側から聞かれたのは、話し合いを求めて来れば解決の仕方もあつたのに、という趣旨の発言であった。世間の反応をみると、世間に向けて「話し合い解決」の努力が両当事者に見られなかつたと映つてゐるようだ。

(2) 水俣病の自主交渉では、患者団体（川本氏ら新認定患者）がチツソとの「直接交渉」（「実地交渉」ないし「相対交渉」）を求め続けたことが想起される。自主交渉派がチツソに交渉を求める続けて、東京本社前に座りこみ、補償協定書に結論するまでには約一年七ヶ月が経過している。その背景には、水俣病患者とその家族がかつて第三者機関を信頼したところ、後に裁判所が公序良俗に反して無効と見做した「見舞金契約」を押しつけられたという苦い経験があった。その二の舞を避けたかったのもひとつの中の理由である。

加害企業はしばしば第三者機関に解決を委任しようといし、代理交渉を望むものである。チツソもその例外ではなかつた。自主交渉派のみでなく、訴訟派も、チツソとの直接交渉では、交渉の場面に弁護士が関与することをも拒否したのであつた。最終的には、自主交渉派と訴訟派が連合した東京交渉団が環境庁の斡旋のもとにチツソとの間で補償協定書を締結し

た。それに至るまでの自主交渉の座り込み闘争は熾烈なものであったというほかない。

(3) なんらかの共同性の「内」と「外」の区別については、すでに多くの指摘がある。さしあたり、利谷信義「日本の法を考える」(東京大学出版会、一九八五年、とくに一九三頁—二〇五頁参照)、正村俊之「秘密と恥—日本社会のコミュニケーション」(勤草書房、一九九五年)、竹内靖雄「前掲書」二一〇頁—二三頁、木下富雄「日本人の法への態度と行動—とくに紛争解決との関係において—」(ジュリスト七六二号、一九八二年)を参照。なお、わたしも簡単に触れたことがある(吉田勇「近隣紛争の社会的波紋(一)—新聞報道に現われた津地裁「隣人訴訟」—」(熊本法学、第八十六号、一九九六年)注(2)、三六頁—三七頁参照)。

(4) 江戸時代の「内済」については、石井紫郎「日本人の国家生活」(東京大学出版会、1986)の第五章「近世の法と国制」を参照。氏によれば、「内済」とは、領主権力が領民の裁判をみずから行わず、領民層内部で紛争解決することを勘定したことを指す。直接領主裁判所に訴える前に、「内済」すべきだという考え方方が存在していたが、この「内済」の過程では民間の慣習法が大きく作用していたという。被支配者層は支配者に裁判を求める権利をもたなかつた(石井、前掲書、二三九頁参照)。「当時の訴状が『乍恐・願上候』と書かれていたことからもわかるように、領主権力は私人間の紛争に対して裁判による保護を与える義務を負わず、私人がこの保護を求ることは『お上を煩す』ことであつて、権利ではなかつた」(石井、前掲書、二三八頁)のである。

さらに、「内済」制度の役割についての大木雅夫氏の考察が注目される(大木雅夫「日本人の法観念」(東京大学出版会、一九八三)、第四章の七「内済と江戸時代の裁判から」、二〇一頁—二四頁を参照)。大木氏は、近世の民事裁判において「内済」が一貫して用いられたとみたうえで、その理由をわが国における民衆の「権利意識の低さ」によるのではないことを論証している。氏によれば、その「内済」制度発展の理由は、おもに幕藩体制のもとの裁判組織が激増する訴訟に対応しきれなかつたこと、それゆえに為政者が閉鎖的な部分社会(「自治的団体」)に自治権を認めて、そこに紛争処理を委ねたということにある(大木、前掲書、二〇四頁参照)。この説明には説得力があるといつてよい。なお、わたしは

近世の「内済」制度から「内済」ということばを借用してはいるが、ここでは「内済」はもとと一般的な意味で用いられている。

(5) このルールに違反した者は、しばしば共同性から排除されることになる。だから、それを避けるために、「内」の問題や紛争を外部（とくにマスメディア）に通報する人は匿名性をまつていて。例えば、談合情報、学校内部のいじめや体罰の情報などがマス・メディアに届けられることがある。そのようなときには、きまつて通報者（犯人）探しが行われる。「誠意ある対応」をしなかつた側が、そのことを告発した通報者を探して排除しようとするのが常である。

(6) 「隣人訴訟」事件でも、「善意の隣人」を訴えた原告に対する大量の匿名の非難・中傷が寄せられたが、ここにも、「近隣社会」内の「善意」や「好意」に対して人々が依然として期待や信頼を寄せとめようとしていることが暗示されている。詳しくは、拙稿「近隣紛争の社会的波紋（1）（2・完）」（熊本法学第八十六号、八十七号）参照。

(7) マックス・ヴェーバー著（大塚久雄・生松敬三訳）『宗教社会学論選』（みすず書房、一九七二年）、一一〇頁参照。

(8) 井原美代子氏は「隣人訴訟」事件について、当事者たちは自分たちが主体的に解決できなかつたことに傷ついているのではないかと述べているが、この見解は示唆的である。「井原美代子「死の悲しみの受容をめぐつて」（ジユリスト七九三号、一九八三年）」。

(9) 竜谷氏のつきの指摘が注目される。「グレイ・エリアの生活の中で紛争が生じた場合、直ちに裁判へという考えは、なお社会一般にとって、抵抗があるといつてよい。そこではまず、対内的な話し合いが要求され、かかる後に調停、それがだめなら裁判というルートを経ることが、要求されているようである」〔竜谷喜助「裁判と義理人情」（筑摩書房、一九八八年）一六九頁〕。ここでグレイ・エリアにおける紛争とは、家族関係、親戚関係、学校関係、職場関係、男女関係、近隣関係等における紛争のことである。

もうひとつの注目すべき分析がある。和田仁孝氏は「当事者間交渉でだめなら調停型紛争処理機関、調停型紛争処理機関でだめなら判断型紛争処理機関、というふうに、「解決」の強行性の程度に沿つた、一種の段階的移行のシーケンス

を自然とみる」一般的な見方、ないし紛争処理機関の間に自然な序列的関係が存在するという常識的命題の問題点を批判している。当事者にとつては、紛争処理の全過程を通して「水平的交渉の優位性」が継続していくから、実質的にはこのような序列は存在しない、という〔和田仁孝「民事紛争処理論」（信山社、一九九四年）九三頁以下を参照〕。まことに鮮やかな分析で教えられるところが多い。ただ実際には、一般の社会の人々の間では、「段階的手順選択」のルールがゆるやかな意味において妥当しているとみてよいのではなかろうか。紛争当事者が、解決交渉の過程で自己の当事者意識を強め主体的に段階的手順を踏みながら提訴に至る場合が少なくない。もちろんこのことは、提訴によって紛争が最終的に解決されていることを意味しているわけではない。この点も和田氏の分析するとおりである。

(10) ロジャー・フィッシャー／スコット・ブラウン著「統・ハーバード流交渉術」(TBSPリタニカ、一九八九年)、一七頁以下参照。なお、「原則立脚型交渉」を呈示する「ハーバード流交渉術」に照らしてみると、日本型の「誠意」という交渉規範の特色がよくわかる。

(11) 訴訟は「最後の手段」という常識的な考え方があることを認めながら、この「最後の手段」が、社会的な意味における紛争の最終的な解決を可能にするものではないことを鋭く指摘しているのは、和田仁孝氏である(前掲書)。なお、この書物は、これまでの「制度理念の呪縛」がいかにこれまでの訴訟や法専門家の見方を規定しているかを、あますところなく根底的に批判していく、教えられるところが多大である。

2 実体的規範としての「誠意」

以上のような手続的規範と対比して、実体的規範としての「誠意」の内容はどのようなものだろうか。「」では、加害者と被害者間の賠償交渉における「誠意」の規範内容に限定することになるが、「」のような賠償交渉の場合には、加害者と被害者の立場の違いに対応して、「誠意」規範の内容は異なっている。その場合にも、加害者と被害者の立

場に一般的な互換性がある場合とない場合では違いがあるといえそうである。⁽¹⁾

「誠意」のルールは加害者と被害者の違いに即して異なるだけではない。重要なのは、まずは「誠意」は加害者が準拠すべきルールとして妥当することである。被害者の準拠すべき「誠意」は、もっぱら加害者の「誠意ある対応」を前提としており、それに応答的なものとして妥当する。その意味では、被害者の「誠意」はもっぱら受動的な性格をもつのが普通である。もつとも、被害者の「誠意」が加害者の「誠意」を呼び醒ますこともある。

交通事故紛争のように、交渉当事者間にもともと一般的な立場の互換性があれば、人身事故により非対称的な関係が生じても、加害者と被害者の立場は交渉過程において互換的な人間関係に向けて相対化される可能性をもつ。加害者の「誠意ある対応」に接することによって、被害者は被害者としての立場を越えて加害者とのより一般的な人間関係を回復するよう期待される。

しかし、加害者と被害者の間に立場の互換性がもともと考えられない場合もある。公害紛争のような加害企業と被害住民との紛争では、両者の立場にはあまりにも大きな違いがある。そうなると、「誠意」のルールの用い方にも、交通事故紛争などとの違いが生まれてくる。一般的には、公害紛争における賠償交渉の場合には、加害企業が被害住民に対して「誠意ある対応」を示すかどうかは、周囲の第三者の関与の仕方によつて強く影響される。

加害企業は容易には責任を認めて謝罪や償いをしないだけでなく、被害住民が社会的な孤立と差別を強いられることが少なくない。⁽²⁾

「ここでは、階層を同じくするか否かを問わずに、基本的な加害者—被害者間の紛争交渉を規制する規範としての「誠意」の実体内容を考えることにする。まず始めに、加害者が準拠すべき五つの「誠意」のルールを取り上げ、つぎに加害者の「誠意ある対応」があつたことを前提にして被害者が準拠すべき四つの「誠意」のルールを暫定的に一

i 加害者が準拠すべき「誠意」のルール

(1) 「謹慎」のルール

加害者は、被害者がその被害を受容し被害者感情をある程度沈静化させるまで、「謹慎」しなければならないというルールである。被害者がその被害のゆえに苦しみと悲しみのなかに落ちこんでいるときに、加害者が自己の「責任」を厳粛に受けとめていることを示すのが「謹慎」の態度である。

あたかも自分の加害行為がなかつたかのように日常生活を遂行している加害者に対しては、被害者は「許せない」という思いを抱きがちである。なぜ自分だけがこんな目にあわなければならぬのか、という思いを被害者が募らせるのはそのような場合である。被害者にそのような思いをさせないためには、加害者は被害者に対して、済まないことをしたという気持ちを態度で示さねばならない。しかもその態度は相手にも目に見える形で示される必要がある。

しばしばマスコミと世間が被害者と共に感していいる場合には、マスコミと世間が加害者に対して「謹慎」の態度を求めることがある。世間を騒がせて申し訳ないという態度を表明するために、加害者が自分の社会的行動の自粛を求められる」ともある。これも「謹慎」のルールに準拠したものである。それに加えて、マスコミは、加害者が取材を拒否すると、それだけで被害者に対して「誠意のない」態度であるかのように書きたてることがある。そのような場合には、マスコミは被害者の味方であるか、社会の良識の代表者であるかのよう振る舞つてゐることになる。

なお、組織の構成員が加害者であるときには、その組織自身が加害者に対して「謹慎」を命じることもある。組織がその加害者を守るためにそうする場合もあれば、加害者への非難が組織への非難に転化するのを防ぐためにそうす

る場合もある。組織が不法行為者たる構成員に謹慎や自宅待機を命じたり休職にしたりするのは、後者であることが多いと思われる。

(2) 「謝罪」のルール

これは、加害者は被害者に対して謝罪しなければならないというルールである。「謝罪」のなかにも、多様な形態がある。加害行為に対する法的責任の有無や程度にかかわりなく、加害者には被害者に対する道義的な「謝罪」がまず要請されているのが普通である。法的責任を前提にした謝罪もあるのは当然である。

この「謝罪」のルールは、①「誠意ある謝罪」のルール、②「謝罪反復」のルール、③「弁解禁止」のルールという三つの下位ルールからなっている。

①は加害者は被害者に対して心から「謝罪」しなければならないというルールである。加害者と被害者の関係においては、加害者側の「誠意」とはなによりもまず「誠意ある謝罪」を意味しているのが普通である。それは自分の側から自発的に対面のうえでなされる謝罪でなければならない。被害者から要求されて不承不承になされた「謝罪」ではいけないし、「先だけの「謝罪」でもいけない。「誠意ある謝罪」と認められるためには、「謝罪」という単独の行為がなされれば済むわけではない。社会的に儀礼化されている一連の行為が規範的に期待されているのが普通である。もし被害者が入院していれば、病院に見舞いに行かねばならない。もしも被害者の命が失われたのであれば、葬儀・告別式などの葬送儀礼に心を込めて参列しなければならない。ひたすら頭を下げて謝りさえすれば「誠意がある」と評価されるわけではないのである。

しばしば加害者の「謝罪」は、被害者からみれば、「誠意ある謝罪」にはみえないことがある。不承不承の「謝罪」とみられたり口先だけの「謝罪」とみえる場合には、かえつて「誠意のない」謝罪とみられかねない。なにを

もつて「誠意ある謝罪」と評価されうるのかは難しい問題であるが、加害者の謝罪に対しても四つの評価が区別される。被害者による評価、加害者自身による自己評価、周囲の第三者（共同性）からの評価、そして観察者による評価である。

②は加害者は被害者に対して繰返し謝罪しなければならないというルールである。「謝罪」は一回かぎりのものであつてはならないのが普通である。被害者は、加害者が一回「誠意ある謝罪」をしたからといって、許してもよいという気持ちになるとはかぎらない。深刻な被害を受けていればいるほど、強い被害者感情が鎮静化するまで、あるいは被害者の気持ちが済むまで、繰り返し「謝罪」が求められる。一度謝ったのだからいいではないかというような態度が少しでも感じられると、被害者感情は強まることになる。というのは、「謝罪」を一回で済ませとする加害者は、被害者の目には、「謝罪」の気持ちを持続させていないようみえるからである。

「謝罪反復」が期待されるのは、第一に、「謝罪」の反復によつてしか、加害者の「誠意」の持続が感じられないからであり、第二に、被害者はしばしば一回かぎりの「謝罪」では「誠意ある謝罪」がなされたという実感をもつことができないからである。もともと「誠意ある謝罪」がなされていれば、引き続き加害者の「償い」の態度がみられるはずなのに、そうでないからこそ「謝罪反復」が求められるともいえる。「謝罪」の気持ちの持続が「償い」に現われていれば、「謝罪反復」によつて加害者の責任意識の持続を確認する必要は少なくなる。被害者の心のなかにはひとつ葛藤が生じるのが普通である。加害者を「許せない」という思いと「誠意ある謝罪」がなされた以上「許さなければならぬ」という思いとの葛藤がそれである。被害者感情が鎮静化すれば、後者の思いが強まるであろうが、加害者の「誠意ある謝罪」がなされなければ、「許せない」という思いが強くなるにちがいない。

③は、加害者は被害者に対して「弁解」してはならないというルールである。①の「誠意ある謝罪」がもともと「弁解」を含まないならば、①は③を含んでいるといえる。だが、加害者は、自分が損害を与えた行為事情を説明し

て被害者に理解を求めることがよくある。このような事情説明という意味における「弁明」という「弁解」との違いは紙一重である。加害者にも、多少とも理解してほしい事情があり、被害者の側の落ち度を指摘したいことがある。確かに、弁解や言い訳には責任逃れの意味が含まれざるをえない。そのような責任逃れのような弁解は控えるべきだ、というのが③の趣旨である。

ここで問題としたいのは、「謝罪」と「弁明」と「弁解」の区別である。英語の *apology* には、日本語の「謝罪」と「弁明」という二つの意味があるが、日本語の感覚からすれば、「謝罪」と「弁明」は明確に区別される^[3]。さらに、「弁明」と「弁解」も区別されねばならない。「謝罪」と「弁解」は、「責任」の引受け方としてはほとんど正反対の態度である。「謝罪」は「責任」を感じて詫びるのに対し、「弁解」は自分には責任がないと言いくつむことだからである。「弁明」は両者の中間的な意味をもつ。ただ「弁明」ということばは、他の二つと比べると、日本社会では日常的に用いられる頻度は少ない。

日本社会では、被害者感情がある程度落ち着くまでは、加害者は「謝罪」するだけか、せいぜい「弁明」までにどめるべきで、余計な「弁解」を控えなければならない。被害者が落ち着けば、「責任」の程度についての交渉（話し合い）がなされる。被害者が加害者と話し合つてもよいと考えるまでは、「弁解」がましいことは控えるのが、被害者に求められる態度ということになる。

なお、加害者はマス・メディアまたは「世間」に対しても「謝罪」を求められることが少なくない。加害者の責任の有無や責任の程度が明確になるまえであっても、「世間を騒がせたこと」や「世間に迷惑をかけたこと」に対する詫びが求められるのである。しばしば公害紛争などでも、加害企業の代表者はマス・メディアまたは「世間」に対して申し訳ないと頭を下げる儀礼的慣行がある。記者会見ではまず加害企業側の代表者が深々と頭を下げたり、ときには

は土下座をしてみせることすらある。マスコミ側がそのような謝罪の表明を求める雰囲気ができることがある。通常は「謝罪」よりも「遺憾の意」や「反省」の表明が多い。「謝罪」はしばしば「法的責任」の自認と理解されているから、加害者はどこまでも「謝罪」を拒み、せいぜい「遺憾の意」や「反省」の表明に留める」とになる。

なお、「謹慎」と同様に「謝罪」についても、個人と組織という問題がある。加害者が組織内の存在であるときに、組織はその加害者に対してどのように対応するかが問われる。組織が加害者をかばうと、加害者への非難が組織への非難に転化することがある。逆に、組織が加害者に対して被害者への「誠意ある対応」を説得することもある。組織が加害者に対して、被害者に「誠意ある対応」をするように説得したこと、組織も「世間」に対しても「誠意ある対応」をみせていているのである。その場合には、被害者の損害を償つたり加害者を守つたりするよりも、組織自体を守ろうとしているものと推測される。

(3) 「償い」のルール

被害者の求める「誠意ある対応」は、「謝罪」から「償い」へと段階的に移行していく。被害者は加害者に対して「誠意ある対応」を期待しているが、その場合に加害者は被害者から要求されなくとも、被害者の期待する「償い」を自発的にしなければならない。しかも「誠意ある対応」は「謝罪」から「償い」までの解決過程の全体に及んでいる。「誠意ある謝罪」には、自発的な「償い」が統かねばならないのである。

しかも、その「償い」は最初はきわめて一般的な「責任」のとり方を意味している。どのように具体的に「償う」のかは、はじめは不確定なままである。被害者は、被った損害が大きいだけ、その損害を受容することは極めて難しいのが普通である。親しい身内を亡くした人はとくにそうである。親しい家族の突然の死を受容することは極めて難しいというほかない。最初から金銭賠償の問題について交渉する気持ちにはならないのがほとんどである。^(一)

加害者が具体的にどのような「責任」をとるのかは、ひとまずは加害者自身の自発的な判断に委ねられている。その自発的な「責任」のとり方が足りなければ、被害者は加害者に対して「もつと誠意を示せ」と要求したり、「誠意がない」と非難することになる。

さて「償い」のルールは、①「自発的償い」のルール、②「非金銭的償い」のルール、③自分の懷を痛めた金銭的「償い」のルールという三つの下位ルールからなる。

①「自発的償い」のルール

これは、加害者は被害者に与えた損害を自ら進んで償わねばならないというルールである。加害者は自発的に「責任」を負わねばならない。「謝罪」と同様に「償い」についても、被害者から要求されてから「償う」のは、「誠意ある償い」とはいえない。最初に、被害者が自分の方から「償い」の内容を具体的に要求することはほとんどないと思われる。だから、被害者がどのような「償い」を求めているのかは、加害者にはわからないのが通常である。それゆえに、加害者は被害者との話し合いを通して、被害者の〈期待としての誠意〉の内容を把握することがなによりも重要になる。加害者がそれを先取りして、自発的に「償う」ことが規範的に期待されている。加害者は〈自責としての誠意〉の一環として「謝罪」とともに「償い」または「償い」の態度を示さねばならないのである。その内容は、被害者と加害者の交渉過程において次第に具体化されていかねばならない。

②「非金銭的償い」のルール

とくに人身に損害を受けた場合には、被害者は金銭的に換算可能な損害だけでなく、様々な精神的な損害を強いらされているのが常である。だから、「償い」は金銭賠償に限られてはならないというのが、このルールである。精神的苦痛が慰謝料として金銭的に換算されるといつても、それによって精神的苦痛が解消されるわけではない。精神的苦

痛は決して金銭賠償によつて償われるわけではない。社会常識でも、金銭的「償い」だけでは「償い」として不十分であるとみられている。だから、なんらかの非金銭的な「償い」がなされなければ「誠意ある償い」とはみなされないので常である。被害者の「期待としての誠意」は金銭賠償に還元されることはないのである。加害者は非金銭的な「償い」の具体的な内容を示さねばならない。その非金銭的「償い」は、金銭的「償い」に先だって示されるよう期待されるのが普通であるが、金銭的「償い」とともに示されることもある。加害者は被害者の被つた精神的苦痛なし心の痛みを非金銭的に「償う」ことが規範的に期待されていることがわかる。

③ 自分の懲を痛めた金銭的「償い」のルール

損害賠償には金銭的「償い」を要するのが普通である。その場合にも、加害者は自分自身の懲を痛めた金銭的「償い」をしなければならないというのが、このルールである。金銭的「償い」を保険による支払だけで済まそうというのは、「誠意のない」態度であるとみなされるのが常である。保険に入れて保険料を支払っていること、その保険から賠償することだけでは、加害者の「誠意」は認められない。加害者が「身銭を切る」ことがなければ「誠意ある対応」とは認めがたいという思いが、被害者には強いといわねばならない。もちろん、被害者も金銭賠償それ自体を無碍に排除しているわけではない。金錢による償いの合理性を否定することは難しい。しかも、金錢には象徴的な価値がある。ただ、金錢が「誠意ある償い」の象徴的な現われとみなされるためには、その金錢が自分の懲から出されたものであることが要請される。お金を払えばいいだろうとか、保険で払えばいいだろうというような加害者の心持ちを許せないと感じるのが、被害者感情の常である。だが現実には、金銭賠償のほかに、損害の具体的「償い」の仕方を探るのは難しいのが現実である。だから、金銭的「償い」を求めるのであれば、せめて加害者自身の「懲の痛み」を伴う金銭的「償い」を求めるのが被害者の心情である。

(4) 「真相説明」のルール

加害者は自分の知っている真相を被害者にきちんと説明しなければならないというルールである。被害者は自分がその被害を受けなければならなかつた真相を知りたいという強い願望を抱いている。被害を納得して受容するためには、真相を知ることが不可欠だからである。被害者は被害が深刻であればあるほど、なにゆえに自分がそんな目に遭わなければならなかつたのかを納得して受け入れるには時間がかかる。加害者は、真相を知りたいという被害者の基本的な要求に応えなければならない。このような真相究明ないし事情説明は、被害者による被害の受容を助けるために加害者が示すべき「誠意ある対応」のひとつである。

(5) 「被害者感情愛護」のルール

被害者はしばしば加害者に対し激しい被害者感情を抱くために、感情的な非難や怒りや恨みを加害者自身に激しく投げつけることがある。たとえ加害者が「誠意ある対応」を示したとしても、加害者は、被害者感情の激しい表出と被害者からの責任追及に出会うことは避けられないのが普通である。被害者のそのような感情の爆発も真正面から受け止めなければならない、というのがこのルールである。そのような感情的な表出が、被害者自身による被害の受容を助けることになる。「真相説明」のルールと並んで、このルールは被害者による被害の受容を助ける働きをするのである。

(6) 「再発防止努力」のルール

加害者は、被害者に対してのみでなく周囲の第三者に対しても、一度と同じ過ちを繰り返さないための覚悟を具体的に表明することを規範的に期待される。将来に向けたそのような言明が周囲からも求められるのが普通である。被害者が痛切に「責任」を自覚していることが、二度と同じ「過ち」を犯さないという覚悟や決意として表明される必

要がある。さらに、そのような覚悟や決意を担保する具体的な努力が求められる。

被害者は、加害者が二度と同じ過ちを繰り返さないように、加害者に確約を求めるのが常である。「このことが、加害者に対する責任追及の理由のひとつである。再発防止の努力を表明することは、加害者の示す「誠意」の重要な内容のひとつである。

以上にみてきたように、加害者は通常はまずなによりも「謹慎」、「謝罪」、「償い」の各ルールに準拠すべきである。さらに、被害者が被害者感情を鎮静化させて自分の受けた被害を受容するのを助けるために、加害者は「真相説明」、「被害者感情受忍」、「再発防止努力」の各ルールに準拠するように規範的に期待されているといつてよい。

注

(1) 加害者と被害者の間に立場の互換性がある紛争の典型例は交通事故紛争であり、そのような互換性のない紛争の典型例は、加害企業と被害住民との間の公害紛争である。

(2) 水俣病事件については、とくに自主交渉派とチツソ企業との間で、しばしば「誠意」という言葉が語られた。自主交渉派の水俣病患者らがチツソに対して交渉を求めて座り込みをする際にも、「誠意ある回答」を求めだし、直接交渉の場面でも「誠意」を求めたのが想起される。チツソ企業の側も、自分たちの「誠意」に対する理解を訴えた。加害企業も「誠意」を尽くしていることを周囲の市民に訴えて支援を求めている。チツソは水俣病問題に真剣に取り組み、「誠実な対応」をしていることを社会に訴えたのである。注目されるのは、当時の「水俣市民」の動きである。「市民有志」は、「会社に誠意を求める」新認定患者に対して、「市民にも誠意を示す」ように要求している。「市民有志」は、水俣病患者のチツソに対する補償要求がチツソを「粉碎」するものとみて、そのチツソを「全市民の力」で守るために、水俣病患者を「排除」しようとしていたことがわかる。「チツソ」があるから「水俣」も「我々市民」もあるという認識がその前提に

ある。」)のような「市民有志」の動きは、水俣市という企業都市のなかで自主交渉派の水俣病患者が置かれた境遇の苛酷さを象徴している。水俣病患者に対する「水俣市民」の対応については、石牟礼道子編『わが死民—水俣病闘争』(現代評論社、一九七一年) 所収の資料①、② (三一八頁—三三三頁) 参照。また後藤孝典『沈黙と爆発—ドキュメント「水俣病事件」1873—1995』(集英社、一九九五年) の第四章も参照。水俣病事件の自主交渉における「誠意」については、わたしも言及したことがある〔拙稿「誠意」規範研究序説〕(『法政研究』第五九巻三・四合併号、平成五年、三三三五頁—三三三六頁参照)。

(3) 文化が異なれば、「謝罪」の意味合いにも違いが見出される。日本語の「謝罪」と英語の apology との違いもある。「誠意ある謝罪」と sincere apology の違いも重要である。日米間では謝罪的行為において違いがある」といふを明らかにしたのがホーリー cf. Hiroshi Wagatsuma/Arthur Rosett, "The Implication of Apology: Law and Culture in Japan and the United States", *Law & Society Review*, Vol. 20, No. 4 (1986), pp. 461—498, 我妻、ロゼット両氏によれば「アメリカでは、apology は個人の自律および内的情緒・質性の認識、自己表現、内的動機づけと密接に関連づけられるのに對して、日本では「謝罪」は集団の階層性と調和の承認、当事者間の関係修復との関連づけが強いといふ。類型化の枠組みには気になるところがあるが、極めて示唆に富む比較考察がなされている。」)の論文については、六本佳平『法社会学入門』(有斐閣、一九九一年) 第五講「謝罪の日米比較—日本の法文化 (2)」(七四頁—九〇頁) も参考になる。また、日米の大学生を対象とした調査の結果をもとに「弁明」の仕方の日米比較を試みたものとして、萩原滋「弁明の日米比較」(渡辺文夫編集『現代のエスアリエイション・マネジメント』(至文堂、一九九三年)、七〇頁—七八頁) も参照。

(4) 人身事故等で家族を亡くしたときに、遺族がその家族の死を受容するには相当の時間がかかるのが普通である。「死の受容」「喪の仕事」がまだ達成されていないのに、加害者や弁護士が性急に金銭賠償を持ち出すことは、しばしば遺族の被害者感情を逆なでし、遺族の悲哀を刺激する」とになる。「死の受容」ないし「喪の仕事」と補償交渉との関わりに

ついては、野田正彰「喪の途上にて—大事故遺族の悲哀の研究」（岩波書店、一九九二年）、後藤淑子「心の補償—高知学芸高校上海列車事故」（講談社、一九九三年）などを参照。なお、「隣人訴訟」事件における原告の提訴を「子の死の受容」という視点から意味づけているのは、井原美代子「死の悲しみの受容をめぐって」（『ジュリスト』七九三号、特集「隣人訴訟と法の役割」）である。ただ、わたし自身は、原告夫婦の提訴を「死の受容」論と「誠意」論とが交錯する地点で捉えたいと考えている。

与えた損害を「償う」のが加害者の当然の義務であり、被害者は「償い」を求める権利があるという視点が見失われるときには、金銭賠償を請求する被害者に対して「そんなにお金がほしいのか」という心ない非難が生まれやすい。損害賠償請求訴訟の原告に対しても、このような匿名の非難が寄せられるという現象が、あまりにも頻繁に観察される。なお、「隣人訴訟」事件における匿名の非難・中傷については、拙稿「近隣紛争の社会的波紋—新聞報道に現われた津地裁「隣人訴訟」—（2・完）」（『熊本法学』第八十七号、一九九六年）の第五章を参照。

（未完）